

一般社団法人日本色彩学会 馬場護郎賞規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本色彩学会（以下、本学会という。）の定款第4条（3）に基づく表彰のうち、一般社団法人日本色彩学会馬場護郎賞（以下、馬場護郎賞という。）について規定する。

(賞の性格)

第2条 馬場護郎賞は、色彩に密接な関係のある分野において、日本の色彩学研究に関してインパクトのある国際的な活動を表彰するための賞であり、本学会の正会員、名誉会員個人に贈るものとする。

2 馬場護郎賞の受賞者は、原則として1年に1名とする。ただし、過去に馬場護郎賞を受賞していない者とする。

(審査委員会)

第3条 馬場護郎賞の受賞候補の審査及び選定は、馬場護郎賞審査委員会（以下、審査委員会という）が行う。

2 審査委員会は、委員長1名、幹事1名を含む委員10名以内をもって構成する。ただし、理事1名を含み、幹事は理事が当たる。

3 委員は、受賞候補者でない者とする。また、委員名は非公開とする。

4 委員は、理事会が選定し、会長が委嘱する。

5 委員長は、委員の互選による。

6 委員の任期は、委嘱の日から原則1年とする。ただし、再任を妨げない。

(応募)

第4条 本学会の正会員及び名誉会員は、馬場護郎賞に応募できる。なお、自薦他薦を問わない。

2 応募者は、別に定める書式に従って、期日までに会長に申し出るものとする。

(審査の手順)

第5条 委員長は、毎年1月から4月までの間に審査委員会を開催し、受賞候補の選定及び審査を行う。審査委員会は、委員総数の半数以上の出席をもって成立とする。なお、審査委員会は、オンラインでの実施や、電子メール等の電磁的手段により開催することができる。

2 審査委員会は、馬場護郎賞にふさわしい受賞候補者を選定する。なお、該当する受賞候補者がいない場合は、表彰を行わない。

3 委員長は、選定理由を付して、受賞候補者を理事会に推薦する。

4 理事会は、審査委員会の推薦に基づき、受賞者を決定する。

(表彰)

第6条 馬場護郎賞の表彰は、一般社団法人日本色彩学会全国大会において、会長が行う。なお、馬場護郎賞の表彰は、日本色彩学会誌に公示される。

2 賞として表彰状を、副賞として賞金20万円を贈呈する。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則

本規程は、2024年(令和6年)8月7日から施行する。